

令和7年第1回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和7年1月27日（月） 13時31分開会
13時44分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 田之上 典昭
教育委員 : 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき, 濱崎 健児

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	紺屋 聖一
教育総務課長	田中 久夫
学校教育課長	船間 秀仁
生涯学習課長	上蘭 浩司
指宿商業高等学校事務長	横村 敬一郎

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・ 日程第1 議案第1号 指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について
 - ・ 日程第2 議案第2号 指宿市今村光雄奨学資金条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(田之上教育長)

ただいまから、令和7年第1回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(田之上教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(田之上教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和6年第12回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(田之上教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(田之上教育長)

次に、教育長の報告です。

まずは、新年最初の教育委員会定例会になりますので、改めまして委員の皆様、本年もよろしくお祈りいたします。今年1年も、教育委員の皆様方には学校教育、社会教育、文化芸術活動を始め、委員会事務局の各業務について、それぞれのお立場また様々な視点からご指摘、ご指導、ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、報告に入りますので、別紙資料をご覧ください。

項目1です。

12月27日、市職員永年勤続表彰式に出席いたしました。入庁して20年、30年の職員の表彰がありました。教育委員会も、3名の方が表彰を受けられました。

項目2です。

同じく27日、市仕事納め式に出席いたしました。その後、引き続き教育委員会仕事納め式を行いました。1年間のお礼と、年末年始休暇でのリフレッシュ、良い正月を迎えていただくようお願いしたところでございます。

項目3です。

1月4日、新年最初のイベントである、令和7年指宿市二十歳を祝う式に出席をいたしました。教育委員の皆様方もご出席ありがとうございました。実行委員の方々には、積極的に式の開催準備のためご尽力いただき、二十歳になった皆様が笑顔で集い、落ち着いたすばらしい式でありました。

項目4です。

1月5日、山川漁港内港において、令和7年指宿市消防出初め式が行われ、出席をしてまいりました。

項目5です。

1月6日、市仕事始め式がありました。市長より、今年のキーワードを「人と経済」として、人を見つけ育てること、市の経済に力を降り注ぐ年になる、という年頭の挨拶をいただいた後、教育委員会仕事始め式を行いました。私からは、今年も笑顔で元気あふれる職場づくりに、職員一人ひとりが貢献してくれることと、挑戦できる職場環境、支え合う職員集団づくりをお願いしたところでございます。

項目6です。

同じく6日、指宿商工会議所年始会に出席してまいりました。

項目7です。

1月12日、第42回いぶすき菜の花マラソン大会開会セレモニーに参加をし、ランナーのスタートを見守りました。沿道には、ランナーを応援する多くの方やボランティアがおり、おもてなし日本一の大会であると改めて感じました。各学校の校長先生、教頭先生方にも朝早くから、例年お願いをしております、さつま芋の袋詰め等のボランティアにも参加をしていただきました。ありがとうございます。

また、フルマラソンに挑戦した市内の学校の先生方も多く、頼もしく感じたところであります。

項目8です。

1月16日、指宿市木曜会第3回定例会に出席をいたしました。新年会も兼ねた賑やかな会でもございました。

項目9です。

1月17日、市内9校の小学6年生を対象にした、「運動大好き”いぶすきっ子” Sports Dayを視察いたしました。子供たちに運動をする楽しさを伝える機会として、また授業等で活用できる運動の紹介の機会として、今年度から新たな授業としてスタートいたしました。市内の6年生が揃って、中学入学前のこの時期に、体を動かすことを通して交流ができるのは、大変有意義な機会でありますので、今後工夫しながら継続をしていきたいと考えているところでございます。

項目10です。

1月24日、第2回指宿市史編さん委員会に出席いたしました。

項目11です。

1月25日、第33回いぶすき菜の花マーチレセプションに出席いたしました。1日目のマーチ終了後に開催され、参加者と大会関係者の交流を兼ねたレセプションでもございました。各表彰等も行われ、私は閉会の挨拶をさせていただきました。期間中は天候にも恵まれ、ウォーカーの皆様も大変満足して帰られたのではないかと思います。

項目12です。

1月26日、第38回県地区対抗女子駅伝競走大会が開催されました。今年から、鹿児島女子駅伝の愛称でリニューアルした大会となりましたが、指宿市の激励で霧島市に行ってまいりました。指宿チームは10位と躍進をし、来年度は新勢力も加入ということ聞いております。次回の大会が楽しみになりました。

資料にはございませんが、令和7年度の人事異動についても校長面接、南薩教育事務所の所長面接が始まり、本格的に人事異動作業がスタートしているところでございますので、併せて報告をさせていただきます。

以上で、教育長報告を終わります。

6 議事

(田之上教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1，議案第1号，指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第1，議案第1号，指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について，提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

改正の主な内容につきまして，新旧対照表でご説明いたしますので，4ページをご覧ください。

改正内容は，博物館法の改正に伴い，引用条項の整理をしようとするもので，第13条中の第20条という文言を第23条に，第21条という文言を第24条に改正しようとするものであります。

なお，附則において，施行期日は，交付の日とすることとしております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

日程第1，議案第1号については，提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは，日程第1，議案第1号は，提案のとおり同意することといたします。

(田之上教育長)

次に，日程第2，議案第2号，指宿市今村光雄奨学資金条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第2，議案第2号，指宿市今村光雄奨学資金条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について，提案のご説明を申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

指宿市今村光雄奨学資金条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は，これまで高校生等を対象に奨学資金を支給していた指宿市新小田奨学資金基金が，令和7年度中に枯渇する見込みであることから，現在，大学生等を対象としております，今村光雄奨学資金の交付対象者を高校生等まで広げて支給するために，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして，新旧対照表でご説明いたしますので，8ページをご覧ください。

まず，第3条として，高校生等と大学生等の定義を追加するものであります。

次に，9ページをご覧ください。

改正後の第6条において，奨学資金の額を，高校生等においては月額5千円，大学生等においては月額1万円とするものであります。

次に，改正後の第8条において，奨学生の人員を，高校生等及び大学生等それぞれにつき，毎年度10人以内とするものであります。

なお，附則において，施行期日は令和7年4月1日から施行するものとしていくところであります。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(濱崎委員)

奨学資金の額の第6条についてですが，大学生等は，1人当たり12万円を限度としてあるのですが，高校生等においては，その限度額がない理由を教えてください。

(田中課長)

今回，今村光雄奨学資金の改正をする，そもそもの理由が新小田奨学資金の枯渇によるものでございます。新小田奨学資金につきましては，高校生等に対して毎年度，月額5,000円を給付するというものでございまして，特段何回という回数が決まっていなくてございまして。ですので今回，今村光雄奨学資金の枠で，新小田奨学資金の分をフォローするような形で改正をかけたものですから，回数については規定していないところでございます。

(田之上教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。
日程第2，議案第2号については、提案のとおり同意することとしてよろしい
でしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第2，議案第2号は、提案のとおり同意することといたします。
以上で、本日、予定されておりました議案等については、全て終了いたしました。

7 その他

(田之上教育長)

これより、その他に入ります。
何かございませんでしょうか。

(なしの声)

8 閉会の宣告

(田之上教育長)

以上で、令和7年第1回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。